



地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成21年度の各会計決算の健全化判断比率及び資金不足比率について算定したところ次のとおりの結果となりましたので、法第3条第1項及び第22条第1項に基づき公表します。

1 算定結果の概要

(1) 健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の全てにおいて、基準を超えていない。

(2) 資金不足比率について

水道事業会計、病院事業会計、公共下水道事業会計の全ての公営企業会計で、資金不足を生じていない。

2 各指標の状況

	健全化判断比率の状況			早期健全化基準	財政再生基準
	H20年度決算	H21年度決算	比較		
実質赤字比率	—	—	—	15.0%以上	20.0%以上
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%以上	40.0%以上
実質公債費比率	23.6%	20.2%	△3.4%	25.0%以上	35.0%以上
将来負担比率	206.7%	193.3%	△13.4%	350.0%以上	

※ 健全化判断比率の「—」は、実質赤字額もしくは連結実質赤字額がないことを示す。

	資金不足比率の状況			経営健全化基準
	H20年度決算	H21年度決算	比較	
水道事業会計	—	—	—	20.0%以上
市立三笠総合病院事業会計	19.6%	—	△19.6%	
公共下水道事業特別会計	—	—	—	

※ 資金不足比率の「—」は、資金不足を生じていないことを示す。

●実質赤字比率

一般会計等の実質収支は、今年度も黒字となっており、実質赤字比率は発生しない状況となっている。

●連結実質赤字比率

一般会計、育英特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計、市立三笠総合病院事業会計、公共下水道事業特別会計の全ての会計で資金不足を生じておらず、黒字または資金の剰余額があるため、これらを合わせた連結実質赤字比率は発生しない状況となっている。

●実質公債費比率

平成21年度決算は20.2%であり、引き続き公債費適正化計画に基づく適正な起債発行によって比率を改善していく計画である。

●将来負担比率

将来負担となる地方債の現在高や公営企業債等の繰入額も減少しており、次年度以降も比率を改善していく計画である。

●資金不足比率

全ての公営企業会計で資金不足を生じておらず、資金不足比率は発生しない状況となっている。

総務部財務課財政係 阿部

電話 01267-2-3186